

定 款

一般社団法人佐賀県空手道連盟

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人佐賀県空手道連盟と称する。

2. この法人の略称を佐空連、または SAKF (Saga Karate-do Federation) とする。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県小城市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、本県におけるアマチュア空手道組織を統轄し代表する団体として、空手道の健全な発達とその普及をはかり、もって県民の身心の錬成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 空手道の普及奨励
- (2) 空手道指導者の養成
- (3) 大会および講習会等の開催
- (4) 空手道の段位・級位審査会の開催
- (5) 海外遠征等による国際交流
- (6) 刊行物の発行
- (7) その他当法人の目的を達成するため必要な事業

第3章 公益財団法人全日本空手道連盟等への加盟

(加盟する団体)

第5条 この法人は、公益財団法人全日本空手道連盟（以下「全空連」と略）及び公益財団法人佐賀県スポーツ協会に加盟する。

2. この法人は、全空連加盟団体に規定されている全日本空手道連盟九州地区協議会に加盟する。

第4章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、次の各号の一に該当するものであって次条の規定によりこの法人の社員となった団体（以下、「社員たる加盟団体」という。）及び社員総会の議決により承認された有識者をもって構成する。

(1) 各郡市区町村における空手界を統括し、その普及振興を行い、この法人の趣旨に賛同する団体（以下「郡市区町村連盟」という。）

(2) 全空連の加盟競技団体、協力団体又は友好団体に加盟する本県における競技団体（佐賀県高等学校体育連盟空手道専門部、佐賀県中学校体育連盟空手道専門部、佐賀県スポーツ少年団、及びそれらに属する団体を含む。）

(3) 全空連及びこの法人の個人会員からなる団体

2. 前項第1号の郡市区町村連盟は、原則として各地区体育協会（スポーツ協会）に加盟しているものとする。

(社員の資格取得)

第7条 この法人の社員になろうとする団体は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(分担金の負担)

第8条 社員たる加盟団体は、理事会で定める分担金を、理事会の指定する方法で毎年納入する。

(脱退・処分及び資格喪失)

第9条 社員たる加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会において、総理事の過半数の同意を得なければならない。

2. この法人は、社員たる加盟団体が第6条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不相当と認められるときは、社員総会において除名処分を行うことができる。

3. 脱退又は除名処分を受けた団体は、この法人に関する一切の権利及び既に取得した資格を喪失する。

(社員たる加盟団体の必要事項)

第10条 社員たる加盟団体について必要な事項は、理事会が定める。

2. 社員たる加盟団体は、前項により定められた事項を遵守しなければならない。

第5章 会計

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたのち、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

2. 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、定款及び次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに社員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに社員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金分配の制限)

第14条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は全ての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 社員の除名
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3. 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

(1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 前項の規定による請求があった日から6週間（これを下回る期間を規約で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

4. 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日から2週間前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。

5. 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知書には次の書類を添付しなければならない。

(1) 社員総会参考書類

(2) 議決権行使書面

6. 会長は、社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 社員総会の日時及び場所

(2) 社員総会の目的である事項がある場合には、当該事項

(3) 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法（電子メール等）によって議決権を行使することができることとするときは、その旨。

7. 第3項の規定に該当する社員は、当該規定に従い招集しなければならない。

8. 前第4項から第7項の規定にかかわらず、社員全員の同意があるときは、招集の手続き

を経ることなく開催することができる。この場合、議事録にその旨を記載する。

9. 理事及び監事は、社員総会において社員から特定の事項について説明を求められた場合は、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は当該社員総会において出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2. 社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書類を会長に提出することにより、他の社員を代理人として自身の議決権を行使させることができる。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 社員の除名

(4) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した社員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が議事録に記名押印する。

第7章 役員

(役員)

第23条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事8名以上15名以内

(2) 監事3名以内

2. 理事のうち1名を会長とする。
3. 会長以外の理事のうち、3名以内を副会長、1名を専務理事、6名以内を常任理事とする。
4. 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
5. 第3項の副会長、専務理事、常任理事及び理事会が指名した理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

2. 理事及び監事の候補者の選出については、別に定める。
3. 会長、副会長、専務理事及び常任理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。
4. この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5. この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び社員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。また、予め会長が指名している場合は、会長が不在あるいは欠けた時にその職務を代行する。
4. 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務を執行する。
5. 常任理事は、専務理事を補佐し、理事会の議決に基づいて担当する業務を執行する。また、予め専務理事が指名している場合は、専務理事が不在あるいは欠けた時にその職務を代行する。
6. 常任理事は、会長、副会長の職務を代行することができない。
7. 会長及び副会長、専務理事、常任理事等の業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足らなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第29条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

2. 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

3. 第1項ただし書きに規定する報酬の支給基準については、種類、金額の算定方法、支給の総額、支給の方法及び形態が明らかになるように、社員総会の決議により別に定めるものとする。

(責任免除)

第30条 この法人は、一般法人法第111条第1項を準用するものとし、役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第8章 顧問及び相談役並びに名誉役員

(顧問及び相談役)

第31条 この法人には、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
3. 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
4. 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

(名誉役員)

第32条 この法人には、名誉職として名誉会長等を置くことができる。

2. 名誉職の設定及び解除は、理事会において決議する。

第9章 理事会

(理事会の構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職
- (4) 顧問及び相談役の選定及び解職
- (5) 名誉職の設定と解除

(理事会の招集等)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集する場合は、理事会の日の7日前までに、各理事に対して招集の通知を発しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。この場合は、議事録にその旨を記載する。
5. 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
6. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理

事は、理事会を招集することができる。

7. 理事会に出席しない理事が書面又は電磁的方法（電子メール等）で議決権を行使することができることとするときは、前2項の通知書に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 理事会参考書類
- (2) 議決権行使書面

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は会長とする。

2. 会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長又は専務理事が議長を務める。ただし、会長、副会長及び専務理事が欠けた場合には、常任理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第39条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種委員会（常設委員会、専門委員会等）を置くことができる。

2. 前項の規定による各種委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

(倫理委員会)

第40条 この法人の目的、事業執行の公正さを担保し、この法人に対する社会的信頼を確保するため、この法人の関係者の倫理に関する諸問題及び諸規程に対する違反を審議する倫理委員会を設置する。倫理委員会は、倫理規程その他の規程に従い、懲罰を決定する。

2. 会長は、自身あるいは副会長、専務理事、常任理事のいずれかを、前項に定める倫理委員会に従事させるものとする。
3. 倫理委員会の委員の半数以上は、外部有識者によるものとする。
4. この法人の社員たる加盟団体に向け、倫理に関するガイドラインを別に定めるものとする。
5. 懲罰に関する規程は、別に定める倫理規程によるものとする。
6. その他、倫理委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第11章 会員

(会員)

- 第41条 この法人は、社員とは別に会員を置くことができる。
2. 会員に関する詳細は、別途定める規程によるものとする。

第12章 規約の変更及び解散

(定款の変更)

- 第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。